

京都市情報公開・個人情報保護審査会答申情第18号の概要

請求内容	京都市教育委員会が保護者を一律にPTA会員であるとしている根拠となる文書
所管課	教育委員会生涯学習部
所管課の決定	公文書の不存在による非公開決定
審査会の結論	実施機関が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。
不服申立人の主張	<p>1 本件異議申立ては、原決定の「公開請求に係る公文書を保有しない理由」の一部を事実ではないと取り消すよう求め、あわせて、実施機関が保護者全員をPTA会員だとしていることの根拠の分かる文書を「あらためて特定し開示するよう求める」ものである。</p> <p>2 京都市では現にPTAを自動加入としており自動加入を前提とした会費の一律請求も行っており、市教委が発行し各学校・園に配布した「京都市PTAハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）にも「子どもが学校に通っている保護者はみなPTA会員です」と明記されているのだから、その根拠となる文書等が何ら存在しないということは考えられない。</p> <p>3 「子どもが学校に通っている保護者はみなPTA会員です」と書かれているハンドブックは、その記載通りの文書だと解する他はなく、実際市立学校においてもそのように運用されている。これを、「保護者が積極的に「PTA」に関わってもらえるようにするための啓発であり、「PTA」が保護者の意思に関わらず強制的に加入しなければならない団体であることを示しているわけではない。」と読み解くことは不可能である。</p>
所管課の主張	<p>1 「PTA」についての京都市教育委員会の認識について</p> <p>PTAは、保護者と教職員が自主的に組織して運営する任意団体であり、保護者の意思に関わらず加入しなければならない団体ではない。実施機関も「PTA」は任意団体であると認識している。また、文部科学省からの事務連絡「平成22年度優良PTA文部科学大臣表彰について」（以下「文科省事務連絡」という。）においても、「PTAが任意加入の団体である」と確認されている。</p> <p>そのため、実施機関は、保護者が自らの意思に関わらず「PTA」に加入しなければならないことを根拠づける条例、規則、決定等及びそれらにかかる決裁書、議事録等を作成又は取得していない。</p> <p>2 なお、異議申立人が問題とする、ハンドブックの該当箇所は、保護者が積極的に「PTA」に関わってもらえるようにするための啓発であり、「PTA」が保護者の意思に関わらず強制的に加入しなければならない団体であることを示しているわけではない。</p>
審査会の判断	<p>1 本件請求の対象となる公文書について</p> <p>本件請求の対象となる公文書は、実施機関が、「学校・幼稚園に通うお子様がおられる保護者の皆様」は（保護者本人の意思にかかわらず一律に）「PTA」の会員だとしていることの根拠となる条例、規則、決定等、及びそれらにかかる決裁書、議事録等一切の文書であると認められる。</p> <p>2 本件異議申立ての論点について</p> <p>異議申立人は、全員が一律にPTA会員であることを前提に運営されているとの理由で、本件処分中の不存在の理由の部分を取り消すことを求め、あわせて、請求に係る文書をあらためて特定し公開することを求めるとしている。この主張について、行政不服審査法において処分の理由だけを取り消すという申立ては認められていないことから、処分の理由が誤りであることを理由に、本件処分を取り消すことを求める異議申立てであると解して、検討する。</p>

3 公文書公開制度と当審査会の役割について

- (1) 条例は、第1条において、公文書の公開に関し必要な事項等を定めることにより、本市の諸活動を市民に説明する責任を果たすことを目的として掲げ、それを受け、第5条において、実施機関に対して、当該実施機関が現に保有する公文書の公開を請求する制度である公文書公開制度を定めている。
- (2) 実施機関は、条例第7条の規定により非公開情報が記録されている場合を除き公文書を公開しなければならないが、条例第10条第1項及び第2項の規定により、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するとき及び公開請求に係る公文書の全部の公開をしないとき（公開請求に係る公文書を保有していないとき等を含む。）は、公開決定等を行い、その旨を請求者に通知しなければならない。
- (3) 不服申立てが出された場合は、実施機関は原則として当審査会に諮問し、当審査会はその諮問に応じ、調査及び審議を行い、公開決定等の妥当性について答申を行う。
- (4) 以上から、当審査会は、公開決定等の妥当性について調査、審議する機関であり、実施機関の事務の適否を判断する機関ではない。

本件異議申立てにあつては、当審査会は、実施機関が請求内容を満たす公文書を保有しているかどうかを確認し、実施機関が不存在を主張する場合には、その主張に不合理な点がないかを判断するが、PTAの実際の運営が一律加入を前提として行われているかどうか等の点について直接判断する立場にはない。

4 本件処分について

- (1) 上記3に述べた当審査会の役割から、当審査会としては、PTAの実際の運営についての具体的検討は行わないので、「PTAは、…全員が一律にPTA会員であることを前提に運営されているものではなく」という理由の部分が明らかに誤りであつて、対象文書の不存在との実施機関の主張の根拠として到底認められない場合でなければ、当該記載をもって、本件処分を取り消すべきだという主張を認めることはできない。
- (2) 文科省事務連絡によりPTAが任意加入の団体である旨の確認ができることから考えても、実施機関がPTAは任意団体であると認識しているとの説明について明らかに虚偽の主張であるとは言えず、したがって、上記(1)の不存在の理由が明らかに事実と反するとは言えないものと認められる。
- (3) また、同様に文科省事務連絡の存在からして、保護者の意思に関わらずPTAに加入しなければならないことを根拠づける文書は作成又は取得していないとする実施機関の説明について、特段不合理な説明であると判断することはできず、また、他に本件請求の趣旨を満たす公文書が存在すると確信するに足る事実も見出せなかった。